

高鍋町避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)
(改訂版)

令和7年4月

宮 崎 県 高 鍋 町

目 次

第1章 策定背景と基本的な考え方

1. 背景と目的	1
2. 基本的な考え方	2

第2章 定義

1. 要配慮者	3
2. 避難行動要支援者	3
3. 避難行動要支援者名簿	3
4. 避難支援等関係者	3
5. 避難支援者	3

第3章 避難支援体制

1. 官民協働による避難行動要支援者の避難支援	4
2. 町の役割	4
3. 避難支援等関係者（関係機関）の役割	4
4. 避難支援等関係者（地域）の役割	5
5. 避難行動要支援者自身の役割	6

第4章 避難行動要支援者名簿の作成等

1. 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手	7
2. 避難行動要支援者名簿の作成	7
3. 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有	8
4. 避難行動要支援者名簿情報の事前提供	9

第5章 個別支援計画の作成等

1. 避難支援等関係者と連携した個別支援計画の作成	10
2. 個別避難支援プランの更新と情報共有	10

第6章 災害発生時における避難行動要支援者名簿の活用

1. 避難のための情報伝達	12
2. 避難行動要支援者への避難支援	13
3. 避難行動要支援者への安否確認の実施	14
4. 避難所での対策	14
5. 在宅における避難行動要支援者の把握	15

第7章 避難支援等における地域防災力の向上

1. 避難支援等に係る地域支援体制づくり	16
2. 研修等の実施	16
3. 防災訓練への参加	16

1. 背景と目的

平成23年3月に発生しました東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占めるとともに、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと報告されています。

このように、高齢者や障がい者など災害発生時に支援が必要な要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、国は平成25年6月に「災害対策基本法」を改正し、同年8月には、これまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を示しました。

また、近年の災害においても、高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%となっており、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方々に対して、どのように実効性のある避難支援を行うのが、改めて重要な課題として問われています。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となるなど、さらなる災害時の要支援者対策の強化が必要とされています。

本町においても高齢化率は34.65%（令和7年1月1日現在）となっており、今後も高齢者の人口は確実に増加する見込みで、障がい者の手帳保持者も年々増加傾向にあることから、台風や集中豪雨、地震や津波など自然災害における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援や避難施設での配慮が求められています。

また、近い将来に発生が予測される南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大震度7の強い揺れと最大11mの津波、全半壊約7,200棟、死傷者約1,060人となっており、高齢者や障がい者といった避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援、安否確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置に向けた取り組みは重要な課題となっています。

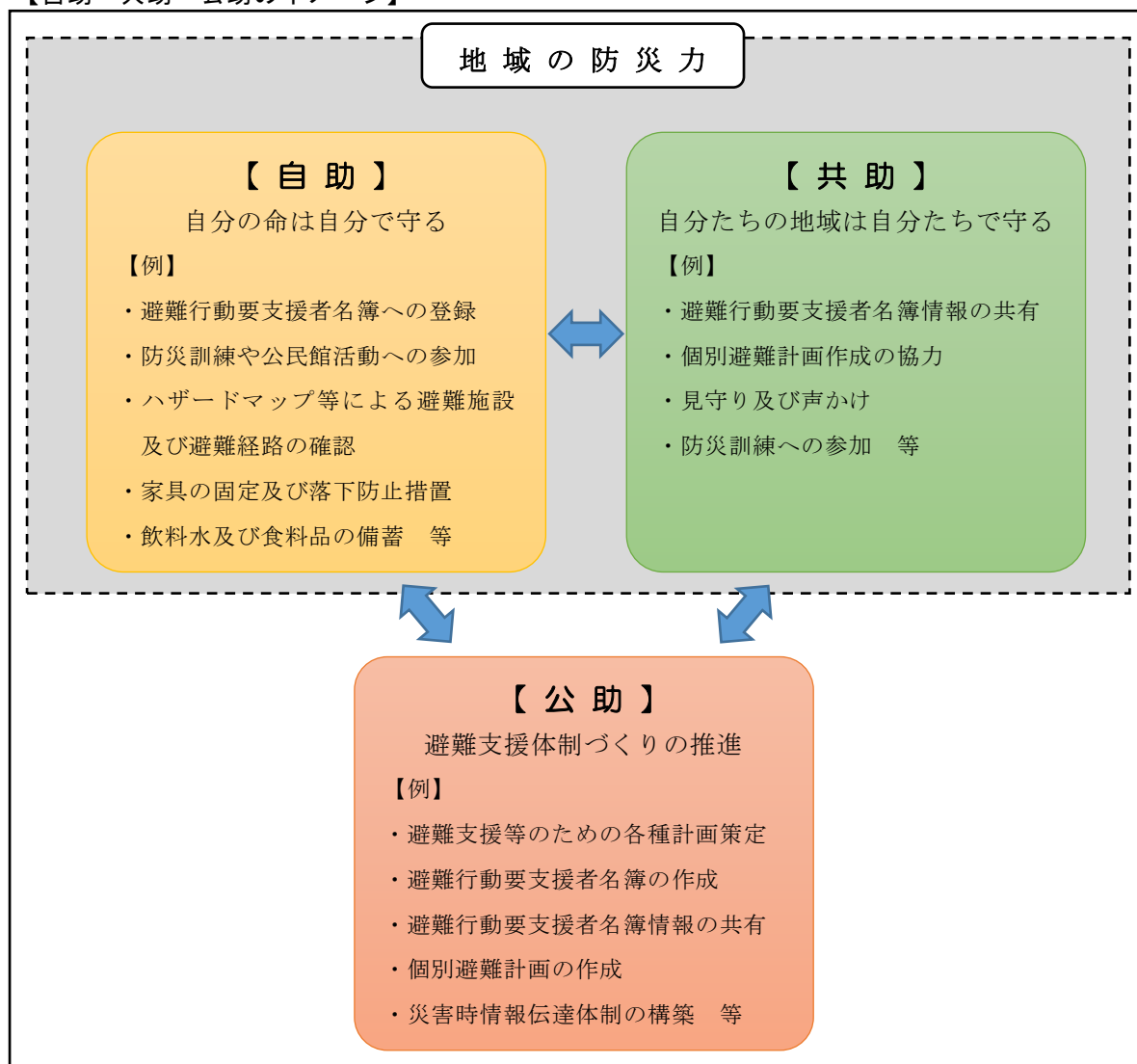
この「高鍋町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「支援プラン」という。）は、災害対策基本法の改正等を踏まえ、「高鍋町地域防災計画」の下位計画として、避難行動要支援者の安全と安心を確保するため、避難支援等の基本的考え方や進め方などについての対策を定めたものであり、自助・共助及び公助と連携した実効性のある避難支援体制の構築を図っていくことを目的としています。

2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者本人及び家族が日頃から災害に対する意識を高め備える「自助」、自治公民館や自主防災組織、隣近所との助け合いや支え合いによる「共助」が不可欠です。

災害発生時、最初に力を発揮するのは、被災現場にいる地域の人であることから、避難行動要支援者への避難支援等は、地域における「自助」「共助」を基本とし、町は避難行動要支援者の名簿作成や関係機関との情報共有、災害時情報伝達体制の構築などの避難支援体制の整備を促進していきます。

【自助・共助・公助のイメージ】



第2章 定義

1. 要配慮者

災害発生時等に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難であったり、自らの命を守るために安全な場所に避難する等の一連の行動をとることが困難であったり、避難所生活において他者からの配慮を必要としたりする高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいいます。

2. 避難行動要支援者

本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。

3. 避難行動要支援者名簿

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿のことをいいます。

4. 避難支援等関係者

避難行動要支援者の円滑な避難行動を支援する避難支援等関係者は、地域防災計画に定めている次の者としします。

- (1) 消防機関（東児湯消防組合・高鍋町消防団）
- (2) 高鍋警察署
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 自治公民館（公民館長）
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

5. 避難支援者

災害発生時に避難行動要支援者の避難行動を直接支援する人をいいます。

1. 官民協働による避難行動要支援者の避難支援

災害に対する取組は、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。支援プランは、官民が協働して高齢者や障がい者など避難にあたって優先的に支援が必要となる人の名簿を作成・共有し、その一人ひとりについて誰が支援し、どこに避難所へ避難させるかなど、具体的な避難支援の仕組みづくりを目指すものです。

こうした取組を通じて地域で日頃からの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等を行う際には、日中や夜間、洪水や地震・津波等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、自治公民館、自主防災組織、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみでの取り組みが望まれます。

避難行動要支援者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持つておくことが必要です。

2. 町の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する町（危機管理課・福祉課・健康保険課）の役割は次のとおりです。

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び情報共有
- 個別避難計画の作成・更新
- 自主防災組織の組織化や組織体制の強化
- 高齢者等避難・避難指示等の避難情報伝達体制の整備
- 総合防災訓練等の計画・実施・地域支援
- 避難行動要支援者の避難状況の把握・安否確認 等

3. 避難支援等関係者（関係機関）の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する関係機関の役割は次のとおりです。なお、高鍋町消防団については、担当する区域のみを対象とします。

(1) 消防機関（東児湯消防組合・高鍋町消防団）

- 避難行動要支援者名簿の情報共有
- 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力
- 防災訓練（地域避難救助訓練）への協力
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認
- 個別避難計画作成・更新への協力 等

(2) 高鍋警察署

- 避難行動要支援者名簿の情報共有
- 防災訓練（地域避難救助訓練）への協力

- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認 等

(3) 町社会福祉協議会

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
- 個別避難計画作成・更新への協力
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認への協力
- 災害ボランティアセンターの設置・運営
- 災害ボランティア等の受入・派遣調整 等

(4) 社会福祉事業者

- 避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備
- 職員等に対する防災教育及び防災訓練の計画・実施
- 町・施設相互間・自主防災組織・ボランティア組織及び近隣住民との協力体制の整備
- 避難行動要支援者の福祉避難所指定・設置への協力 等

4. 避難支援等関係者（地域）の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する地域の役割は次のとおりです。なお、それぞれ担当する区域のみを対象とします。

(1) 民生委員児童委員

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
- 個別避難計画作成・更新への協力、情報共有
- 防災訓練（地域避難救助訓練）への協力
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認への協力
- 避難行動要支援者への日常からの見守り活動 等

(2) 自治公民館（公民館長）

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
- 個別避難計画作成・更新への協力、情報共有
- 防災訓練（地域避難救助訓練）の計画・実施
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認 等

(3) 自主防災組織

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
- 個別避難計画作成・更新への協力、情報共有
- 防災訓練（地域避難救助訓練）の計画・実施
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認 等

(4) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力
- 個別避難計画作成・更新への協力
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認への協力 等

5. 避難行動要支援者自身の役割

避難行動要支援者自身の役割は次のとおりです。

- 隣近所や地域の支援者等との関係づくり
- 必要な支援内容の伝達
- 避難経路の確認
- 非常持ち出し品等の準備・食料等の備蓄
- 住宅の安全対策 等



第4章 避難行動要支援者名簿の作成等

1. 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手

(1) 関係部局からの情報集約

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、要配慮者を正確に把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に集約します。

(2) 県等からの情報取得

難病患者にかかる情報等、町で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、法令に基づく依頼又は提供であることを書面により明確にした上で情報提供を求め、必要な情報の取得に努めます。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、生活の基盤が自宅にある者（社会福祉施設等へ長期入所されている方や長期入院されている方は名簿掲載の対象外）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とします。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、避難支援等関係者への情報提供に同意した上で、自ら名簿への掲載を求めることも可能とします。

- ① 介護保険制度で要介護度 1 以上に認定されている者
- ② 身体障害者（身体障害者手帳 1 級又は 2 級）
- ③ 知的障害者（療育手帳 A）
- ④ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B-1 の交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級）
- ⑥ 障害福祉サービス等を利用している難病患者
- ⑦ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、日常から生活・身体状況等の正確な把握や災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施できるよう、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録します。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の情報管理

名簿の情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者とが良好な関係を築く上で極めて重要です。

そのため、町では避難行動要支援者名簿を、電子データでの管理に加えて、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも保管します。

また、適正な情報管理を行うため、電子データの場合は、部外者が閲覧できないようパスワード等を設定し、担当者以外に情報が漏えいしないよう厳正な管理を行うとともに、紙媒体の場合は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理します。

(4) 避難行動要支援者名簿情報の外部提供意思確認

避難行動要支援者に対して、「避難行動要支援者名簿登録同意書」により、名簿に記載する個人情報を確認するとともに、避難支援等関係者への外部提供の意思確認を行います。

避難行動要支援者の対象要件に該当する人のうち、災害発生時等において、家族等による避難支援等を十分に受けられない人については、避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意することで、平常時から避難支援等関係者による避難支援等を受けることができます。

また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の外部提供に同意したことによって生じる結果について、判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等からの同意が必要となります。

(5) 避難行動要支援者名簿の種類

①地区別登録者一覧表（対象者名簿）

災害発生時等の安否確認等に活用するため、避難行動要支援者本人からの外部提供の同意の有無に関係なく、基準日において避難行動要支援者対象要件に該当する人を記載又は記録した名簿

②地区別登録者一覧表（同意者名簿）

対象者名簿のうち、平常時からの避難支援体制づくりに活用するため、避難行動要支援者本人が外部提供に同意した人のみを記載又は記録した名簿

3. 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況が変化することを想定して、災害発生時等の円滑かつ迅速な避難支援等の確保につなげるため、避難行動要支援者の最新情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的（年4回）に更新します。

更新作業により、新たに避難行動要支援者の対象要件に該当することとなった人については、「避難行動要支援者名簿登録同意書」にて名簿に記載又は記録する個人情報を確認するとともに、名簿情報の外部提供について意思確認を行います。

また、避難行動要支援者の死亡や転出、社会福祉施設への長期入所や病院への長期入院が確認された場合について、定期更新の際に削除します。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の共有

避難行動要支援者名簿の定期更新を行った時は、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し、更新後の名簿を提供し、情報の共有を図ります。

4. 避難行動要支援者名簿情報の事前提供

(1) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意した人については、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から同意者名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

(2) 情報漏えいを防止するために避難支援等関係者に対して講ずる措置

避難支援等関係者が同意者名簿の適正な情報管理を図り、同意者名簿情報が漏えいしないよう、次に掲げる適切な措置を講じます。

- ①同意者名簿には、避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個人情報が無用に共有、利用されないよう、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ②災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③施錠可能な場所での保管や必要以上の複製をしないよう十分に説明する。
- ④同意者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で同意者名簿を取扱う者を限定するよう十分に説明する。
- ⑤名簿情報の取扱状況の報告を受ける。
- ⑥同意者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等の実施に努める。

1. 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画（避難行動要支援者ネットワーク台帳）の作成

災害発生時等の避難支援等を実効性のあるものにつなげるため、平常時から避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意した人については、地域の特性や実情を踏まえながら、避難支援等の具体的な方法について定めた個別避難計画の作成に努めます。

また、個別避難計画の作成にあたっては、同意者名簿情報に基づいて、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整や避難支援等関係者間の役割分担の調整を行うため、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や自治公民館、社会福祉事業者といった避難行動要支援者の身体的特性等について熟知した人（以下「コーディネーター」という。）に協力を得よう努めます。

なお、個別避難計画作成時に選定する避難支援者については、避難支援者本人及びその家族が被災することも想定されることから、一人の避難行動要支援者に対して、できる限り複数名の避難支援者を選定し、避難支援者間で情報を共有し、相互に補完しながら避難支援等にあたる体制を目指します。

(2) 個別避難計画（避難行動要支援者ネットワーク台帳）作成における確認事項

個別避難計画は、コーディネーターの協力を得て、避難行動要支援者やその家族と入念な打合せを行い、実効性のある避難支援等が実施できるよう、次に掲げる事項を確認します。

- ①災害発生時等に避難支援等を行う人（避難支援者）
- ②ハザードマップ等による避難支援等の方法や避難経路、避難場所
- ③避難支援等を行うにあたっての留意点（情報伝達、避難誘導時及び避難先）
- ④本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）
- ⑤その他、避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項

(3) 個別避難計画（避難行動要支援者ネットワーク台帳）の情報管理

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と同様に、電子データでの管理に加えて、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも保管します。

また、適正な情報管理を行うため、電子データの場合は、部外者が閲覧できないようパスワード等を設定し、担当者以外に情報が漏えいしないよう厳正な管理を行うとともに、紙媒体の場合は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理します。

2. 個別避難計画の更新と情報共有等

(1) 個別避難計画（避難行動要支援者ネットワーク台帳）の更新

避難行動要支援者名簿と同様に、避難行動要支援者の状況が変化することを想定し、個別避難計画の定期的（年1回以上）な更新に努めます。

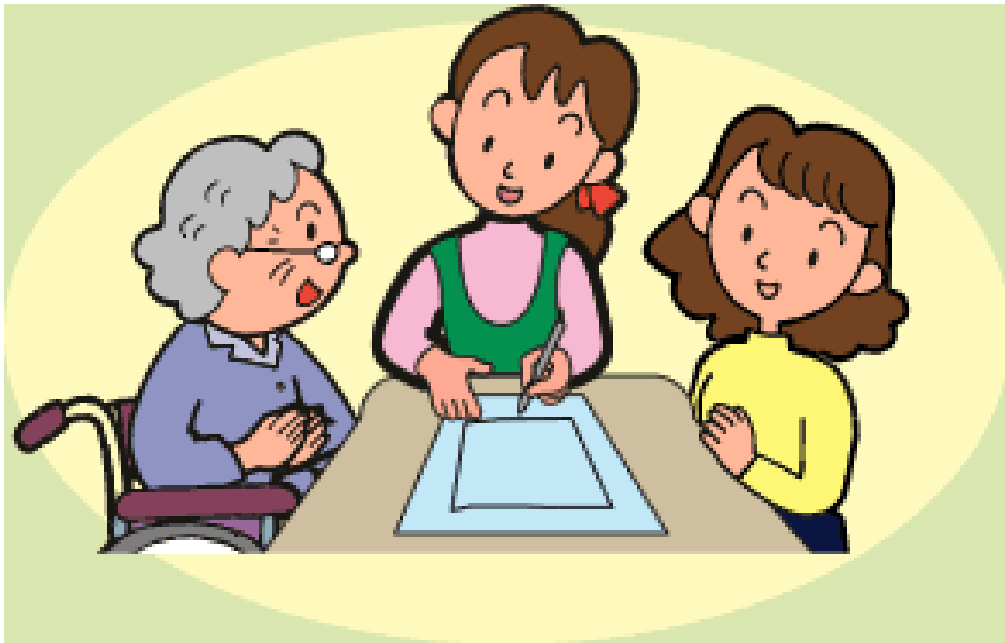
更新の際は、当初作成した個別避難計画と同様に、避難支援者が自宅に訪問する等

により、避難行動要支援者の家族やコーディネーターの協力を得て、地域の特性や実情を踏まえた具体的な内容に更新していきます。

(2) 個別避難計画（避難行動要支援者ネットワーク台帳）情報の共有等

個別避難計画情報については、避難行動要支援者、避難支援者とともに、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者と共有し、災害発生時等の円滑かつ迅速な避難支援等の確保につなげます。

なお、個別避難計画情報は、提供を受けた避難支援等関係者に対して、同意者名簿情報と同様の措置を講じて、適正な情報管理に努めます。



第6章 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用

1. 避難のための情報伝達

(1) 高齢者等避難・避難指示等の伝達

町災害対策本部から発令される避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難行動を実施するにあたって重要な情報となります。

そのため、避難支援等関係者が同意者名簿を活用して、着実な情報伝達を行い、早い段階での避難行動を促進できるような的確に伝えるとともに、その情報伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等となるように配慮していきます。

【避難情報の種類】

避難情報区分	発令時の状況	とっていただきたい行動
高齢者等避難	・災害が発生するおそれがある状況 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	・要配慮者など、特に避難行動に時間を必要とする方は、計画された避難場所への避難行動を開始してください。 ・避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援等を開始してください。
高齢者等避難 (南海トラフ地震 事前避難)	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置及び当該期間経過後1週間、後発地震に対する措置をとる状況	・後発地震に備えて1～2週間を基準として、知人宅や開設された指定避難所に避難できます。 ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認し、高齢者等避難の発令に備えてください。
避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況 ・通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階	・発令された対象地域で通常の避難行動ができる方は、「立退き避難」もしくは「屋内安全確保」をしてください。 ・避難を開始できていない避難行動要支援者は、避難支援者の協力のもと周囲の安全確認を十分に行い、迅速に避難をしてください。
緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況 ・居住者等が「立退き避難」することがかえって危険であると考えられる状況	・発令された対象地域でまだ避難していない方は、直ちに「緊急安全確保」をしてください。 ・避難行動要支援者が未だ避難していない場合は、生命を守る最低限の行動をとってください。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、必要な情報を入手できれば自力で避難行動をとることができる者がいることも考えられます。このことは、避難支援等関係者の負担軽減にもつながることから、多様な情報手段の確保に努めていきます。

【情報伝達手段】

情報伝達手段	音声	文字
防災行政無線	○	
広報車・消防団車両	○	
行政事務連絡員等又は自治公民館長（防災行政無線（戸別受信機）による）	○	
災害時避難行動要支援者等の事前登録者やその緊急連絡先、避難支援者、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者及び障害者団体等の福祉関係者（FAX、携帯電話及び電子メール等による）	○	○
緊急速報メール（エリアメール）、高鍋町メール、SNS		○
町ホームページ	○	○
テレビ・ラジオ放送	○	○

2. 避難行動要支援者への避難支援

(1) 災害発生直後の対策

災害発生直後は、同意者名簿を活用し、避難支援等関係者等の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を行います。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等を行うに当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で同意者名簿情報を活用した避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

避難支援等関係者の安全確保については、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域全体で話し合い、避難支援等におけるルールや計画を作成し、その周知を図る必要があります。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者の避難支援

災害発生時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、可能な範囲で支援の協力を求めることとします。

ただし、名簿情報の提供は、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害履歴等を総合的に勘案して、名簿情報を提供することが適切か慎重に判断する必要があります。

3. 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意であった避難行動要支援者についても、災害発生時等において、名簿情報を活用して安否確認を行います。

特に、避難行動要支援者は、自ら避難することが困難であるため、その安否を早く正確に把握して犠牲者を減らすことに努めます。

また、大規模災害発生時における安否確認については、避難支援等関係者だけでなく社会福祉事業者、障がい者団体、ボランティア団体や民間企業等の協力も必要になってくるため、個人情報の取り扱い等について事前に協定を締結するなど積極的に連携していきます。

4. 避難所での対策

(1) 避難行動要支援者情報の引継ぎ

災害発生時等に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活における配慮不足により失われることのないように、地域の実情や特性を踏まえて、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要があります。

避難所において、名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所の管理責任者への引き継ぎ方法等を整備します。

(2) 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難先は、原則的には一般の指定避難所になりますが、このような避難所での生活は、健康面や精神面に大きな影響を与えることから、次に掲げる事項に配慮するよう努めていきます。

- ①障がい者用トイレ、スロープ等の仮設による避難所のバリアフリー化
- ②車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等の保健福祉サービスの提供
- ③避難行動要支援者が不利とならない食料、飲料水、生活必需品の供給等の生活支援
- ④聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等を活用した情報を的確に伝える手段の構築
- ⑤避難行動要支援者の介助に関し、必要に応じてボランティア団体や関係団体への協力要請

(3) 福祉避難所

必要に応じ避難行動要支援者が必要な生活支援を受けられるよう、バリアフリー化や相談等に当たる介助員等を配置するなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、状況に応じて避難所から福祉避難所への移送を行います。この場合、避難行動要支援者の家族についても、必要に応じて福祉避難所へ避難させることとします。

また、福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的にあっせんし、早期退所が図れるように努めていきます。

《指定一般避難所及び指定福祉避難所》

番号	指定避難所	区分	順位	収容可能人数 ※3	住所
1	高鍋町中央公民館※2	一般	1	625	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8113（地域内輸送拠点として指定）
2	東児湯消防組合		2	540	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 4526
3	高鍋町防災センター （役場北側駐車場内）		3	50	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437
4	高鍋町体育館※2		4	339	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8339
5	高鍋町スポーツセンター※2		5	2630	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7790
6	農業大学校 （体育館）			386	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5733（県救助活動拠点として指定）
7	高鍋西小学校 （体育館）			320	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 1951
8	高鍋西中学校※1 （体育館）			655	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1524-1
9	高鍋農業高等学校 （体育館）			427	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 1339-2
10	南薩食鳥			198	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1991
11	ホテル四季亭			362	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 5224
12	高鍋信用金庫			243	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町 673
13	めいりんの湯			100	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 6900（めいりん公園：県救助活動拠点として指定）
14	児童発達支援センターはぐはぐ子ども村	福祉		94	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7785
15	社会福祉法人 晴陽会うからの里			28	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7778
	合計収容可能人数			6997	

※1 洪水時は、高鍋西中学校（体育館）を除く

※2 ペットの同行避難が可能な施設

※3 収容可能人数は2㎡/1人として計算

尚、スフィア基準においては、居住スペースは「最低3.5㎡/1人」とされている

5. 在宅における避難行動要支援者の把握

避難所に避難していない避難行動要支援者については、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、避難支援等関係者等の協力を得ながら、その状況を把握していきます。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意するものとします。

1. 避難支援等に係る地域支援体制づくり

災害発生時において、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、自治公民館等の地域組織は、避難行動要支援者に対し平常時から見守りや声かけを積極的に行い、住民同士が顔の見える関係を構築し、地域の防災力を高めるとともに避難支援等関係者を拡大するための取り組みを行っていく必要があります。

その際、防災に直接関係する取り組みだけでなく、日常の様々な活動の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者に対して地域行事への参加を呼びかけ、地域に溶け込むことのできる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することも必要です。

2. 研修等の実施

(1) 避難行動要支援者への研修等

避難行動要支援者が、災害発生時等において、自らの身を守るための主体的な避難行動をとることができるよう、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、本人又はその家族等に研修等を通じて防災意識の向上を促すことが大切です。

(2) 避難支援等関係者への研修等

避難行動要支援者への実効的な避難支援体制を構築し、更に地域の防災力を向上させるため、今後は、避難支援等関係者自らの生命及び身体を守りつつ、避難行動要支援者の命を守るために協力を仰ぐ人材を育成することが必要です。

そのため、避難支援等関係者に対して、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、高齢者や障がい者等との関わり方など、福祉や保健に関する研修及び避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修等の開催に努めていきます。

3. 防災訓練への参加

地域で実施される防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者が参加し、作成した個別避難計画の避難支援等が、実際に機能するかを点検することは非常に重要なことです。

避難行動要支援者が訓練に参加することにより、各参加者が、車椅子などへの対応を実際に経験でき、避難行動要支援者についての理解も深まります。

特に、防災訓練の際に生じた課題等については、これを再度検証し、必要に応じて個別支援計画を見直すことにより、より円滑な避難支援体制の構築を図っていきます。



高鍋町避難行動要支援者避難支援プラン

資 料 編



◆災害対策基本法（関係部分抜粋）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支

援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

地区別登録者一覧表

○...要配慮 ...要支援 (1 / 1)

[illegible]

避難行動要支援者名簿登録同意書

1. 登録希望同意欄

私は、高鍋町並びに関係部局が行う福祉活動や災害時の援護活動に役立てるため、また高鍋町や自主防災組織等が行う事前対策の検討や防災訓練、あるいは災害発生における支援のため、上記の記載する私の情報を用いることに同意します。

(該当する方に ✓ を記入してください。)

☐

同意します

☐

同意しません

☐

施設等に長期入所し自宅にいない

登録に同意する方は、以下の同意署名欄の必要事項に記入・押印してください。また、要支援者情報の記載内容についてもお確認いただき、電話番号などの必要事項にご記入をお願いします。

2. 個人情報提供に関する同意署名欄

高鍋町長 あて

申請日	令和 年 月 日	フリガナ	
		本人名	

●代理記載の場合のみ記入してください。

本人が直筆できない場合、または未成年の場合には、代理人の方が署名・代筆をすることができます。

フリガナ		押印ください	印	本人との続柄
代理人氏名				

3. 避難行動要支援者情報

記載内容に誤りがある場合は訂正してください。電話番号などは手書きしてください。

フリガナ				番 号		
氏 名				生年月日		
				性 別		
住 所				地 区		
電話番号				F A X 番号		
携帯電話番号				メール アドレス		
緊 急 連絡先	氏名		続柄		電話番号	
	住所					
避難支援を 必要とする事由						

同意されても、避難支援等が必ずなされることが保証されるものではありません。

避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。

避難行動要支援者情報を作成するために、避難支援の関係者が訪問調査を行いますのでご協力ください。

避難行動要支援者ネットワーク台帳

										No.		
フリガナ氏名					性別		生年月日					
住所												
現住所												
電話					携帯					血液型		
FAX					E-Mail							
世帯区分	地区名称											
身体区分	自治会										医療保険	
民生委員	防災組織										見守区分	有 ・ 無
福祉専門員	担当課										緊急通報	有 ・ 無
対象要件	☐ 高齢者 ☐ 障がい者 ☐ 介護保険 ☐ 難病患者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊産婦 ☐ 外国人 ☐ その他											
拡張項目	☐ 車椅子利用 ☐ 杖利用 ☐ 日中一人暮らし ☐ 介護保険利用希望者 ☐ 介護保険利用者 ☐ 配食サービス利用者											
【特記事項】												

身体障がい	手帳番号		等級		交付日		喪失日	
知的障がい	手帳番号		程度		交付日		喪失日	
精神障がい	手帳番号		等級		交付日		喪失日	

居宅介護支援事業所		電話		ケアマネ	
要介護度		認知症自立度		被保険者番号	

世帯構成		続柄		性別	生年月日	携帯	
		続柄		性別	生年月日	携帯	
		続柄		性別	生年月日	携帯	
		続柄		性別	生年月日	携帯	
		続柄		性別	生年月日	携帯	

緊急時の連絡先		続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
						携帯	
		続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
						携帯	
		続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
				携帯			

協力員・支援者	安否連絡者1	続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
						携帯	
	安否連絡者2	続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
						携帯	
	避難時補助員	続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
						携帯	
	誘導補助員	続柄		性別	生年月日	電話	
						E-Mail	
						携帯	

避難行動要支援者ネットワーク台帳

No.					
フリガナ氏名	性別	年齢	血液型	電話番号	携帯番号
住所				地区名称	

かかりつけの医療機関	医療機関名	電話	診療科	担当医
	治療中疾患	使用薬、用量 服用上の注意		
	医療機関名	電話	診療科	担当医
	治療中疾患	使用薬、用量 服用上の注意		
	医療機関名	電話	診療科	担当医
	治療中疾患	使用薬、用量 服用上の注意		
避難時に必要とする支援の内容				

避難場所	風水害時	電話	収容人数	座標
	震災時	電話	収容人数	座標
		電話	収容人数	座標
		電話	収容人数	座標
		電話	収容人数	座標
避難時優先度				

【情報伝達での留意事項】

【避難誘導時の留意事項】

【避難先での留意事項】

家屋図	避難経路図
-----	-------